

個別規程 IIJ モバイルサービス/タイプ DS

令和 8 年 10 月 1 日現在
株式会社インターネットイニシアティブ

第 1 条(品目)

IIJ モバイルサービス/タイプ DS には、次の品目(以下この個別規程において「品目」といいます。)があります。

品目	内容
定額プラン	データ通信量にかかわらず、契約回線数に応じた定額課金を行う IIJ モバイルサービス/タイプ DS であって、最低利用期間を 1 年とするもの
定額プラン L	データ通信量にかかわらず、契約回線数に応じた定額課金を行う IIJ モバイルサービス/タイプ DS であって、最低利用期間を 2 年とするもの

第 2 条(回線種別)

IIJ モバイルサービス/タイプ DS には、次の回線種別 (以下この個別規程において「回線種別」といいます。)があります。

回線種別	内容
LTE	ドコモの LTE 網を利用するもの
LTE(SMS)	ドコモの LTE 網を利用するものであって、SMS 機能を利用できるもの

第 3 条(最低利用期間)

IIJ モバイルサービス/タイプ DS に係る IIJ インターネットサービス契約(以下「IIJ モバイルサービス/タイプ DS 契約」といいます。)における最低利用期間は、品目を定額プランとする IIJ モバイルサービス/タイプ DS にあっては 1 年、品目を定額プラン L とする IIJ モバイルサービス/タイプ DS にあっては 2 年とし、その起算日は、課金開始日とします。

2 前項の規定にかかわらず、IIJ モバイルサービス/タイプ DS 契約の期間中に第 7 条(契約内容の変更)第 1 項第 3 号の規定に基づく回線種別の変更があった場合には、品目を定額プランとする IIJ モバイルサービス/タイプ DS にあっては 1 年間、品目を定額プラン L とする IIJ モバイルサービス/タイプ DS にあっては 2 年間の最低利用期間が新たに設定されるものとします。

第 4 条(IP アドレスの特定)

IIJ モバイルサービス/タイプ DS において使用できる IP アドレスは、IPv4 アドレスとします。

2 契約者が IIJ モバイルサービス/タイプ DS 契約において使用する IP アドレスは、当社が指定します。

3 契約者は、前項の IP アドレス以外の IP アドレスを使用して IIJ モバイルサービス/タイプ DS を利用することはできません。

第 5 条(利用資格)

IIJ モバイルサービス/タイプ DS は、契約者名義が法人(法人に相当するものと当社が認めるものを含みます。)である場合に限り利用することができます。

第 6 条(利用条件)

IIJ モバイルサービス/タイプ DS を利用するには、発信者番号通知を行っていただく必要があります。

2 契約者は、IIJ モバイルサービス/タイプ DS において当社から提供を受けた役務、移動無線機器、SIM カードその他一切について第三者に販売(有償、無償を問わず、また単に第三者に提供する場合も含みます。以下同じとします。)してはならないものとします。ただし、法人(法人に相当するものと当社が認める者を含みます。)に対して販売する場合であって、当社が定める方法により契約者から当社に対し事前に書面による通知を行い、当社が承諾した場合はこの限りではありません。

3 IIJ モバイルサービス/タイプ DS の移動無線通信網に接続する端末設備は、以下の各号に掲げるいずれかの端末設備である必要があり、契約者は、当社が端末設備に関する接続試験その他端末設備に関する確認を求めた場合は、その求めに応じるものとします。

- (1) 当社が指定する端末設備又は法律により定められた技術基準への適合性を有する端末設備
- (2) ドコモとローミング協定を締結している日本国外の電気通信事業者に接続することを認められた端末設備

4 契約者は、IIJ モバイルサービス/タイプ DS の回線種別が LTE(SMS)のものにおいてドコモが提供する危険 SMS 拒否設定(フィッシング詐欺等対策を目的として、ドコモによって判定された危険な SMS を自動で拒否する機能を提供するもの)が適用されることについて、あらかじめ同意するものとします。ただし、契約者は、適用後、別途当社が定める方法により、設定を任意で変更することが可能です。危険 SMS 拒否設定の利用には、以下の条件が適用されます。

- (i)回線種別が LTE(SMS)のものの利用開始日に自動適用されます。
- (ii)「SMS 一括拒否」及び「個別番号受信」の設定と併用することはできません。

5 契約者は、当社が、IIJ モバイルサービス/タイプ DS を提供するにあたり、他の電気通信事業者と卸役務に係る契約を締結するか、又は、電気通信事業者と相互接続協定を締結することがあることをあらかじめ同意するものとします。また、後者の場合にあつては、契約者は、かかる電気通信事業者と契約者の

契約締結を当社が取次ぐことにより IIJ モバイルサービス/タイプ DS を提供すること(ただし当社から契約者の個人情報の提供は行われません)をあらかじめ同意するものとします。

第 7 条(契約内容の変更)

契約者は、次の事項について、IIJ モバイルサービス/タイプ DS 契約の内容の変更を請求することができるものとします。

- (1) 利用端末種別(変更前の移動無線機器の利用にかかる品目が定額プランである場合は変更前の移動無線機器にかかる課金開始日から 9 ヶ月を経過している場合、定額プラン L である場合は変更前の移動無線機器にかかる課金開始日から 18 ヶ月を経過している場合に限りです。変更前の貸与種別がデータ通信カードなしである場合は、利用端末種別の変更を請求することはできません。)
- (2) SIM カードの形状(移動無線機器等の貸与種別が、データ通信カードなし、かつ、変更前の SIM カードの形状が標準 SIM カード、マイクロ SIM カード又は nanoSIM カードのいずれかである場合に限りです。また、変更後の SIM カードの形状は、一律マルチ SIM カードとします。)
- (3) 回線種別(変更後の回線種別が LTE 又は LTE(SMS)で、かつ、SIM カードの形状の変更と同時にを行う場合に限りです。)
- (4) 前 3 号に定める事項のほか、当社が指定する事項

第 8 条(機器の選定)

IIJ モバイルサービス/タイプ DS における移動無線機器及び SIM カード(以下この個別規程において「移動無線機器等」といいます。)は、当社が選択して貸与するものとします。なお、契約者は、移動無線機器等の貸与種別がデータ通信カードなしである場合を除き、SIM カードのみの貸与を請求することはできません。

第 9 条(機器の管理)

契約者は、当社が貸与する移動無線機器等につき、次の事項を遵守するものとします。

- (1) 当社の承諾がある場合を除き、移動無線機器等の分解、損壊、ソフトウェアのリバースエンジニアリングその他移動無線機器等としての通常の用途以外の使用をしないこと
- (2) 当社の承諾がある場合を除き、移動無線機器等について、貸与、譲渡その他の処分をしないこと
- (3) 日本国外で移動無線機器等を使用する場合、輸出入に係る内外の法令を遵守すること。なお、当社は、移動無線機器等を日本国外で使用する事の当否につき、一切の保証を行いません。
- (4) 移動無線機器等を善良な管理者の注意をもって管理すること

2 IIJ モバイルサービス/タイプ DS 契約が事由の如何を問わず終了した場合、その他移動無線機器等を利用しなくなった場合には、契約者は、遅滞なく移動無線機器等を当社に返還するものとします。

第 10 条(故障が生じた場合の措置等)

契約者は、移動無線機器等に故障が生じたときは、可及的速やかに当社が定める方法によりその旨を当社に通知するとともに当該移動無線機器等を当社に返還するものとします。

2 前項の返還があったときは、当社は、代替機の送付を行います。

3 移動無線機器等の故障が契約者の責によるものである場合には、契約者は、当社に対し、別紙 1 の 3.一時費用(2)に定める金額を支払うものとします。

第 11 条(亡失品に関する措置)

契約者は、移動無線機器等を亡失した場合は可及的速やかに当社が定める方法により当社に通知するものとし、当社は、当該通知があったときは代替機の送付を行います。

2 当社は、亡失品(第 9 条(機器の管理)第 2 項に定める返還がなかった場合の当該移動無線機器等を含みます。)の回復に要する費用について、事由の如何を問わず、亡失負担金として当社が発行する請求書により契約者に請求するものとし、契約者は、当社に対し亡失負担金を支払うものとします。

3 亡失品が発見された場合の取り扱いについては、以下のとおりとします。

- (1) 契約者の責任において、法律に従って処分するものとします。当社は、契約者が、当該亡失品を使用することについて一切の責任及び義務を負わないものとします。
- (2) 当社に対して返還又は送付された場合であっても、当社に支払われた亡失負担金は返金しないものとします。
- (3) 亡失品についても、契約者は、第 9 条(機器の管理)第 1 項各号に定める事項の遵守義務を免れるものではありません。

第 12 条(ソフトウェアの利用)

契約者は、IIJ モバイルサービス/タイプ DS における通信を行う場合において、当社が提供するソフトウェアを利用することができるものとします。

2 契約者は、前項の利用の場合において、別途当社が定めるソフトウェアに関する使用許諾条件を遵守するものとします。

第 13 条(契約者確認)

当社は、契約者確認(携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律(平成 17 年法律第 31 号)又は不正利用防止を目的とした当社自身の判断に基づく本人確認、その他当社が必要と認める事項の確認をいいます。以下この個別規程において同じとします。)を当社が定める方法により行うものとします。申込者若しくは契約者が契約者確認に応じない場合又は契約者確認について契約者において虚偽の申述等があった場合、当社は IIJ モバイルサー

ビス/タイプ DS の利用の申込を拒絶するか、又は、即時にサービスの利用の停止若しくはサービスに係る IIJ インターネットサービス契約の解除を行うことができるものとします。

第 14 条(解除の効力が生ずる日)

IIJ モバイルサービス/タイプ DS において、契約者が当社所定の解約申込書で通知をした場合、当該通知が当社に到達した日から 30 日を経過する日又は契約者が当該通知において指定した日のいずれか遅い日に、当該契約の解除の効力が生ずるものとします。

第 15 条(料金)

契約者が、IIJ モバイルサービス/タイプ DS の利用に関して支払うべき料金の額は、別紙 1 のとおりとします。この場合において、初期費用の支払義務は IIJ モバイルサービス/タイプ DS の申込を当社が承諾した時点で、月額費用の支払義務は課金開始日に、一時費用の支払義務は当該一時費用の発生に係る契約内容変更の申込を当社が承諾した時点又は当社における申込の承諾を要しない事項に係るものにおいては当該一時費用の発生原因となる事実が発生した時点で、それぞれ発生するものとします。

第 16 条(最低利用期間内解除調定)

IIJ モバイルサービス/タイプ DS がその最低利用期間の経過する日前に解除された場合(一般規程第 28 条(契約者の解除)第 2 項又は第 3 項の規定に基づき解除された場合を除きます。)には、契約者は、別紙 2 に定める金額を支払うものとします。

第 17 条(サービスの品質保証又は保証の限定)

IIJ モバイルサービス/タイプ DS は、ドコモの移動無線通信に係る通信網において通信が著しく輻輳したとき、電波状況が著しく悪化した場合又はその他ドコモの定めに基づき、通信の全部又は一部の接続ができない場合や接続中の通信が切断される場合があり、当社は、当該場合において契約者又は第三者に発生した損害について何ら責任を負うものではありません。

2 前項に定める事項のほか、IIJ モバイルサービス/タイプ DS は、その通信の可用性、遅延時間その他通信の品質について保証するものではありません。

第 18 条(機能の制限)

契約者は、当社が指定する移動無線機器等以外の通信手段を用いた IIJ モバイルサービス/タイプ DS の利用、及び IIJ モバイルサービス/タイプ DS において当社が指定するダイヤルアップ接続の接続先以外への接続による通信を行ってはならないものとします。

2 契約者は、IIJ モバイルサービス/タイプ DS において、移動無線機器等を、音声通話の用途に供してはならないものとします。

3 IIJ モバイルサービス/タイプ DS においては、IIJ モバイルサービス/タイプ DS の品質及び利用の公平性の確保を目的として、その目的のために必要な範囲において、以下の措置の全部又は一部を講ずる場合があります。

- (1) 契約者の一定期間内の通信量が当社の定める基準を超過した場合において、当社が定める一定期間の間、契約者に事前に通知することなく通信速度を制限すること
- (2) 短期間に著しく大容量若しくは多数の通信があった場合又は長時間にわたる継続的な通信によって帯域占有がなされている場合等、IIJ モバイルサービス/タイプ DS を提供するための電気通信設備に支障を生じせしめる恐れがあると当社が判断した場合、かかる支障を回避するために必要な範囲において、通信の利用を制限し、又は、通信品質の調整を行う措置を講ずること

附則

平成 20 年 8 月 1 日施行

この契約約款は、平成 20 年 8 月 1 日から実施します。

平成 20 年 9 月 1 日変更

この契約約款は、平成 20 年 9 月 1 日から実施します。

平成 21 年 2 月 1 日変更

この契約約款は、平成 21 年 2 月 1 日から実施します。

平成 21 年 3 月 1 日変更

この契約約款は、平成 21 年 3 月 1 日から実施します。

平成 21 年 4 月 1 日変更

この契約約款は、平成 21 年 4 月 1 日から実施します。

平成 21 年 5 月 1 日変更

この契約約款は、平成 21 年 5 月 1 日から実施します。

平成 21 年 8 月 1 日変更

この契約約款は、平成 21 年 8 月 1 日から実施します。

平成 21 年 10 月 1 日変更

1 この契約約款は、平成 21 年 10 月 1 日から実施します。

2 平成 21 年 9 月 30 日以前の契約約款に基づき成立した利用端末種別を A2502 HIGH-SPEED とする IIJ モバイルサービス/タイプ DS 契約は、この契約約款の適用下において有効に継続するものとします。

平成 21 年 12 月 1 日変更

この契約約款は、平成 21 年 12 月 1 日から実施します。

平成 23 年 2 月 1 日変更

この契約約款は、平成 23 年 2 月 1 日から実施します。

平成 24 年 1 月 1 日変更

この契約約款は、平成 24 年 1 月 1 日から実施します。

平成 24 年 7 月 1 日変更

この契約約款は、平成 24 年 7 月 1 日から実施します。

平成 25 年 10 月 1 日変更

この契約約款は、平成 25 年 10 月 1 日から実施します。

平成 25 年 11 月 1 日変更

この契約約款は、平成 25 年 11 月 1 日から実施します。

平成 26 年 2 月 1 日変更

この契約約款は、平成 26 年 2 月 1 日から実施します。

平成 26 年 3 月 1 日変更

この契約約款は、平成 26 年 3 月 1 日から実施します。

平成 26 年 6 月 1 日変更

この契約約款は、平成 26 年 6 月 1 日から実施します。

平成 26 年 12 月 1 日変更

この契約約款は、平成 26 年 12 月 1 日から実施します。

平成 27 年 1 月 1 日変更

この契約約款は、平成 27 年 1 月 1 日から実施します。

平成 27 年 8 月 1 日変更

この契約約款は、平成 27 年 8 月 1 日から実施します。

平成 27 年 9 月 1 日変更

この契約約款は、平成 27 年 9 月 1 日から実施します。

平成 28 年 3 月 1 日変更

この契約約款は、平成 28 年 3 月 1 日から実施します。

平成 28 年 7 月 1 日変更

この契約約款は、平成 28 年 7 月 1 日から実施します。

平成 28 年 12 月 1 日変更

この契約約款は、平成 28 年 12 月 1 日から実施します。

平成 29 年 1 月 1 日変更

この契約約款は、平成 29 年 1 月 1 日から実施します。

平成 29 年 2 月 1 日変更

この契約約款は、平成 29 年 2 月 1 日から実施します。

平成 29 年 7 月 1 日変更

この契約約款は、平成 29 年 7 月 1 日から実施します。

平成 30 年 1 月 1 日変更

この契約約款は、平成 30 年 1 月 1 日から実施します。

平成 30 年 2 月 1 日変更

この契約約款は、平成 30 年 2 月 1 日から実施します。

平成 30 年 7 月 1 日変更

この契約約款は、平成 30 年 7 月 1 日から実施します。

平成 30 年 11 月 1 日変更

1 この契約約款は、平成 30 年 11 月 1 日から実施します。

2 平成 30 年 11 月 1 日以降に再発行される SIM カードの形状は、一律マルチ SIM カードとします。

令和元年 7 月 1 日変更

この契約約款は、令和元年 7 月 1 日から実施します。

令和 2 年 1 月 1 日変更

この契約約款は、令和 2 年 1 月 1 日から実施します。

令和 2 年 5 月 1 日変更

この契約約款は、令和 2 年 5 月 1 日から実施します。

2 種別を 110FU 及び MR04LN とする移動無線機器については、令和 2 年 4 月 30 日をもって、第 10 条(故障が生じた場合の措置等)第 2 項及び第 11 条(亡失品に関する措置)第 1 項に定める代替機の送付を終了します。

3 前項に定める移動無線機器に故障が生じた場合又は契約者が移動無線機器を亡失した場合であっても、契約者が当社に対し当該移動無線機器に係る IIJ モバイルサービス/タイプ DS 契約の解除を通知しない限り、当該移動無線機器に係る IIJ モバイルサービス/タイプ DS 契約は有効に存続するものとします。

4 令和 2 年 4 月 30 日をもって、回線種別を 3G とする SIM カードの再発行を終了します。

令和 2 年 11 月 1 日変更

この契約約款は、令和 2 年 11 月 1 日から実施します。

2 種別を A2502 HIGH-SPEED、120FU、510FU 及び 520BU とする移動無線機器については、令和 2 年 10 月 31 日をもって、第 10 条(故障が生じた場合の措置等)第 2 項及び第 11 条(亡失品に関する措置)第 1 項に定める代替機の送付を終了します。

3 前項に定める移動無線機器に故障が生じた場合又は契約者が移動無線機器を亡失した場合であっても、契約者が当社に対し当該移動無線機器に係る IIJ モバイルサービス/タイプ DS 契約の解除を通知しない限り、当該移動無線機器に係る IIJ モバイルサービス/タイプ DS 契約は有効に存続するものとします。

令和 3 年 1 月 1 日変更

この契約約款は、令和 3 年 1 月 1 日から実施します。

令和 3 年 7 月 1 日変更

この契約約款は、令和 3 年 7 月 1 日から実施します。

令和 4 年 1 月 1 日変更

この契約約款は、令和 4 年 1 月 1 日から実施します。

令和 4 年 2 月 1 日変更

この契約約款は、令和 4 年 2 月 1 日から実施します。

令和 4 年 3 月 24 日変更

この契約約款は、令和 4 年 3 月 24 日から実施します。

令和 4 年 7 月 1 日変更

この契約約款は、令和 4 年 7 月 1 日から実施します。

令和 6 年 7 月 1 日変更

この契約約款は、令和 6 年 7 月 1 日から実施します。

令和 6 年 11 月 1 日変更

この契約約款は、令和 6 年 11 月 1 日から実施します。

令和 7 年 7 月 1 日変更

この契約約款は、令和 7 年 7 月 1 日から実施します。

令和 8 年 1 月 1 日変更

この契約約款は、令和 8 年 1 月 1 日から実施します。

令和 8 年 4 月 1 日変更

この契約約款は、令和 8 年 4 月 1 日から実施します。

令和 8 年 10 月 1 日変更

この契約約款は、令和 8 年 10 月 1 日から実施します。

別紙 1 IIJ モバイルサービス/タイプ DS における料金等 [第 15 条関係]

1 初期費用

(1) 基本サービス

(i)LTE

貸与種別	利用端末種別	料金
端末レンタルプラン A	UX312NC	当社が別途契約者に示す金額
	MR04LN	当社が別途契約者に示す金額
	MR05LN	当社が別途契約者に示す金額
	MR10LN	当社が別途契約者に示す金額
	FS040U	当社が別途契約者に示す金額
	FS040U(nano)	当社が別途契約者に示す金額
	FS030W	当社が別途契約者に示す金額
	FS040W	当社が別途契約者に示す金額
端末レンタルプラン B	UX312NC	当社が別途契約者に示す金額
	MR04LN	当社が別途契約者に示す金額
	MR05LN	当社が別途契約者に示す金額
	MR10LN	当社が別途契約者に示す金額
	FS040U	当社が別途契約者に示す金額
	FS040U(nano)	当社が別途契約者に示す金額
	FS030W	当社が別途契約者に示す金額
	FS040W	当社が別途契約者に示す金額
データ通信カードなし(注)	－	当社が別途契約者に示す金額

(注)データ通信カードなしとは、SIM カードのみを貸与する貸与種別をいいます。SIM カードには、標準 SIM カード、マイクロ SIM カード、nanoSIM カード及びマルチ SIM カードの形状があります。

(ii)LTE(SMS)

貸与種別	利用端末種別	料金
データ通信カードなし(注)	－	当社が別途契約者に示す金額

(注)データ通信カードなしとは、SIM カードのみを貸与する貸与種別をいいます。SIM カードには、標準 SIM カード、マイクロ SIM カード、nanoSIM カード及びマルチ SIM カードの形状があります。

(2) 移動無線機器等

(i)LTE

貸与種別	利用端末種別	料金
------	--------	----

端末レンタルプラン A	UX312NC	0 円
	MR04LN	0 円
	MR05LN	0 円
	MR10LN	0 円
	FS040U	0 円
	FS040U (nano)	0 円
	FS030W	0 円
	FS040W	0 円
端末レンタルプラン B	UX312NC	0 円
	MR04LN	0 円
	MR05LN	0 円
	MR10LN	0 円
	FS040U	0 円
	FS040U (nano)	0 円
	FS030W	0 円
	FS040W	0 円
データ通信カードなし(注)	－	0 円

(注)データ通信カードなしとは、SIM カードのみを貸与する貸与種別をいいます。SIM カードには、標準 SIM カード、マイクロ SIM カード、nanoSIM カード及びマルチ SIM カードの形状があります。

(ii)LTE (SMS)

貸与種別	利用端末種別	料金
データ通信カードなし(注)	－	0 円

(注)データ通信カードなしとは、SIM カードのみを貸与する貸与種別をいいます。SIM カードには、標準 SIM カード、マイクロ SIM カード、nanoSIM カード及びマルチ SIM カードの形状があります。

(3) SMS 機能料

細目	料金
SMS 初期費用	0 円

2 月額費用

(1) 基本サービス

(i)LTE

品目	基本料金
定額プラン	データ通信カードなし(注)にあつては、当社が別途契約者に示す金額

定額プラン L	端末レンタルプラン A、利用端末種別 UX312NC にあっては、当社が別途契約者に示す金額
	端末レンタルプラン B、利用端末種別 UX312NC にあっては、当社が別途契約者に示す金額
	端末レンタルプラン A、利用端末種別 MR04LN にあっては、当社が別途契約者に示す金額
	端末レンタルプラン B、利用端末種別 MR04LN にあっては、当社が別途契約者に示す金額
	端末レンタルプラン A、利用端末種別 MR05LN にあっては、当社が別途契約者に示す金額
	端末レンタルプラン B、利用端末種別 MR05LN にあっては、当社が別途契約者に示す金額
	端末レンタルプラン A、利用端末種別 MR10LN にあっては、当社が別途契約者に示す金額
	端末レンタルプラン B、利用端末種別 MR10LN にあっては、当社が別途契約者に示す金額
	端末レンタルプラン A、利用端末種別 FS040U にあっては、当社が別途契約者に示す金額
	端末レンタルプラン A、利用端末種別 FS040U(nano) にあっては、当社が別途契約者に示す金額
	端末レンタルプラン B、利用端末種別 FS040U にあっては、当社が別途契約者に示す金額
	端末レンタルプラン B、利用端末種別 FS040U(nano) にあっては、当社が別途契約者に示す金額
	端末レンタルプラン A、利用端末種別 FS030W にあっては、当社が別途契約者に示す金額
	端末レンタルプラン B、利用端末種別 FS030W にあっては、当社が別途契約者に示す金額
	端末レンタルプラン A、利用端末種別 FS040W にあっては、当社が別途契約者に示す金額
	端末レンタルプラン B、利用端末種別 FS040W にあっては、当社が別途契約者に示す金額
	データ通信カードなし(注)にあっては、当社が別途契約者に示す金額

(注)データ通信カードなしとは、SIM カードのみを貸与する貸与種別をいいます。SIM カードには、標準 SIM カード、マイクロ SIM カード、nanoSIM カード及びマルチ SIM カードの形状があります。

(ii)LTE(SMS)

品目	基本料金
----	------

定額プラン	データ通信カードなし(注)にあつては、当社が別途契約者に示す金額
定額プラン L	データ通信カードなし(注)にあつては、当社が別途契約者に示す金額

(注)データ通信カードなしとは、SIM カードのみを貸与する貸与種別をいいます。SIM カードには、標準 SIM カード、マイクロ SIM カード、nanoSIM カード及びマルチ SIM カードの形状があります。

(2) 移動無線機器等

(i)LTE

貸与種別	利用端末種別	料金
端末レンタルプラン A	UX312NC	0 円
	MR04LN	0 円
	MR05LN	0 円
	MR10LN	0 円
	FS040U	0 円
	FS040U(nano)	0 円
	FS030W	0 円
	FS040W	0 円
端末レンタルプラン B	UX312NC	0 円
	MR04LN	0 円
	MR05LN	0 円
	MR10LN	0 円
	FS040U	0 円
	FS040U(nano)	0 円
	FS030W	0 円
	FS040W	0 円
データ通信カードなし(注)	－	0 円

(注)データ通信カードなしとは、SIM カードのみを貸与する貸与種別をいいます。SIM カードには、標準 SIM カード、マイクロ SIM カード、nanoSIM カード及びマルチ SIM カードの形状があります。

(ii)LTE (SMS)

貸与種別	利用端末種別	料金
データ通信カードなし(注)	－	0 円

(注)データ通信カードなしとは、SIM カードのみを貸与する貸与種別をいいます。SIM カードには、標準 SIM カード、マイクロ SIM カード、nanoSIM カード及びマルチ SIM カードの形状があります。

(3) SMS 機能料

細目	料金
----	----

SMS 月額費用	当社が別途契約者に示す金額
SMS 利用料	当社が別途契約者に示す金額

備考

- (1)SMS 機能料の算定においては、日割計算式が適用されません。
- (2)SMS 利用料とは、SMS の利用に応じて、SMS 月額費用とは別に支払を要する料金として定めるものです。
- (3)SMS 利用料は、ドコモが定める契約約款においてショートメッセージ通信モードに係る料金として定められた額と同額を請求するものとします。
- (4)国外への送信及び国外からの送信に係る SMS 利用料については、消費税は加算されません。

(4) 電話ユニバーサルサービス料

細目	料金
電話ユニバーサルサービス料(注 1)	2 円/1 電話番号(注 2)

(注 1)電話ユニバーサルサービス料とは、電気通信事業法第7条の規定により、国民生活に不可欠であるためあまねく日本全国における提供が確保されるべきものとして定められた電話ユニバーサルサービス(加入電話、公衆電話、110 番・119 番等の緊急通報をいいます。)の提供を確保するために必要な負担金をいい、当社は、契約者識別番号(当社が定めるものであって当社が貸与する SIM カード毎に設定する一意の番号をいいます。)の数に比例した額について当該契約者から当該額を徴収させていただくものとします。なお、当該額は変更される場合があり、変更後の額は、基礎的電気通信役務支援機関が発表する単価に基づきドコモが当社に請求する電話ユニバーサルサービス料の単価に従うものとします。この場合においては、当社は、変更の日の前日までに Web サイト上で通知を行うものとします。

(注 2)M2M 等専用番号(M2M 等通信専用の通信番号として当社が別途定める電話番号をいいます。)は、電話ユニバーサルサービス料の対象外とします。

(5) 電話リレーサービス料

細目	料金
電話リレーサービス料(注 1)	1 電話番号毎の課金とし(注 2)、金額及び課金方法は、当社が別途 Web サイト上で公開するものとします。

(注 1)電話リレーサービス料とは、聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律第 25 条の規定により、電話リレーサービス(聴覚障害者等の電話による意思疎通を手話等により仲介するサービスをいいます。)の提供を確保するために必要な負担金をいい、当社は、契約者が使用している契約者識別番号(当社が定めるものであって当社が貸与する SIM カード毎に設定する一意の番号をいいます。)の数に比例した額について当該契約者から当該額を徴収させていただくものとします。なお、当該料金及び課金方法は変更される場合があり、変更後の額は、一般社団法人電気通信事業者協会が発表する単価に基づきドコモが当社に請求する電話リレーサービス料の単価に従うものとします。この場合においては、当社は、変更の日の前日までに Web サイト上で通知を行うものとします。

(注 2)M2M 等専用番号(M2M 等通信専用の通信番号として当社が別途定める電話番号をいいます。)は、電話リレーサービス料の対象外とします。

3 一時費用

(1) 第 7 条(契約内容の変更)第 1 項第 1 号に定める利用端末種別、第 2 号に定める SIM カードの形状の変更及び第 3 号に定める回線種別の変更にあつては、変更手数料として当社が別途契約者に示す金額

(2) 第 10 条(故障が生じた場合の措置等)第 3 項に基づく金額について、移動無線機器の故障が自然故障に該当する場合(水没を除くものとする)にあつては 0 円、自然故障に該当しない場合(水没を含むものとする)にあつては一移動無線機器につき端末保守手数料として、次に定める金額。

(i)利用端末種別 UX312NC について 21,500 円、利用端末種別 MR05LN について 22,000 円、利用端末種別 MR10LN、FS040U 及び FS040U(nano)について 19,000 円、利用端末種別 FS030W について 17,000 円、利用端末種別 FS040W について 15,000 円

(ii)SIM カードにあつては自然故障であるか否かにかかわらず SIM カードにつき SIM カード再発行手数料として 2,500 円

(3) 第 11 条(亡失品に関する措置)第 2 項に基づく費用にあつては、一移動無線機器につき移動無線機器に係る亡失負担金として、次に定める金額。

(i)利用端末種別 A2502 HIGH-SPEED、110FU 及び 120FU について 30,000 円、利用端末種別 510FU 及び 520BU について 20,000 円、利用端末種別 UX312NC について 21,500 円、利用端末種別 MR04LN 及び MR05LN について 22,000 円、利用端末種別 MR10LN、FS040U 及び FS040U(nano)について 19,000 円、利用端末種別 FS030W について 17,000 円、利用端末種別 FS040W について 15,000 円

(ii)SIM カードにあつては自然故障であるか否かにかかわらず SIM カードにつき SIM カード再発行手数料として 2,500 円

別紙 2 最低利用期間内解除調定金 [第 16 条関係]

第 3 条(最低利用期間)の規定に基づき設定された最低利用期間の残余の期間に対応する別紙 1 の 2. 月額費用(1)に定める金額